

## 岩手県医療審議会

日 時 平成28年10月12日（水）

14：30～

場 所 泉金ビル 4階会議室



## 議 事 録

### 1 日時

平成28年10月12日（水）午後2時30分

### 2 場所

泉金ビル 4階会議室

### 3 出席者（敬称略）

#### 委員

阿部 行成	公募委員
石川 育成	一般社団法人岩手県医師会会長
遠藤 育子	朝顔のたねー千厩病院を守り隊会長
及川吏智子	公益社団法人岩手県看護協会会長
小原 紀彰	一般社団法人岩手県医師会副会長
梶田佐知子	（特非）岩手県地域婦人団体協議会事務局長
坂田 清美	岩手医科大学医学部衛生学公衆衛生学講座教授
佐藤 保	一般社団法人岩手県歯科医師会会長
菅原 和彦	岩手県国民健康保険団体連合会専務理事
大黒 英貴	一般社団法人岩手県歯科医師会専務理事
滝田 研司	一般社団法人岩手県医師会副会長
畑澤 博巳	一般社団法人岩手県薬剤師会会長
藤原 敬	株式会社岩手日報社常勤監査役
本間 博	一般社団法人岩手県医師会常任理事
松本 光一	全国健康保険協会岩手支部長
村山美保子	公募委員
森 美枝子	友愛会職員労働組合執行委員
吉田 仁美	岩手県立大学社会福祉学部講師
和田 利彦	一般社団法人岩手県医師会常任理事

#### 専門委員

磯崎 一太	洋野町国民健康保険種市病院院長
伴 亨	日本精神科病院協会岩手県支部長

(五十音順)

事務局

佐々木 信	保健福祉部長
細川 倫史	副部長兼保健福祉企画室長
野原 勝	副部長兼医療政策室長
小川 修	保健福祉企画室企画課長
千田 真広	医療政策室医療政策担当課長
鈴木 優	医療政策室医務課長
藤原 寿之	健康国保課総括課長
渡辺 英浩	地域福祉課総括課長
近藤 嘉文	長寿社会課総括課長
伊藤 信一	障がい保健福祉課参事兼総括課長
後藤 賢弘	子ども子育て支援課総括課長
佐野 淳	医師支援推進室長
新田 芳文	医療局経営管理課企画予算担当課長

【欠席委員】

小川 彰	岩手医科大学理事長
戸羽 太	岩手県市長会（陸前高田市長）
民部田幾夫	岩手県町村会長（岩手町長）

【欠席専門委員】

安達 孝一	弁護士
遠藤 秀彦	岩手県立中部病院院長
昆 司	公認会計士

1 開 会

○千田医療政策室医療政策担当課長

ただいまから岩手県医療審議会を開会いたします。

事務局であります県医療政策室の千田でございます。暫時進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

本日の審議会は、委員27名中21名のご出席をいただき、委員の過半数に達しておりますので、医療法施行令第5条の20第2項により会議は成立しておりますことを報告いたします。

なお、本日の会議は公開とされております。

## 2 あいさつ

### ○千田医療政策室医療政策担当課長

それでは、開会に当たり佐々木保健福祉部長から挨拶を申し上げます。

### ○佐々木保健福祉部長

県の保健福祉部長の佐々木でございます。本日ご参集の皆様方におかれましては、本審議会の委員の改選期に当たり委員の就任をお願いしましたところ、快くご承引いただきましてまことにありがとうございます。また、本日何かとお忙しい中ご出席いただきまして、重ねて御礼申し上げます。

本県に甚大な被害をもたらしました台風第10号から約6週間経過いたしました。改めてお亡くなりになられた方々に対してお悔やみ申し上げますとともに、被害に遭われた全ての皆様にお見舞い申し上げます。県では、市町村、国、関係機関と連携しながら、一日も早い復旧、復興に努めているところであります。本日ご参集の皆様方におかれましても、それぞれのお立場で災害復旧、復興にお力添えいただいておりますことに感謝を申し上げ、今後とも引き続きよろしく願いいたします。

また、昨日閉会いたしましたいわて国体につきましても、皆様方にも何かとご協力いただいたところと思います。皆様方のお力添えによりまして、天皇杯、皇后杯それぞれ岩手県は第2位というすばらしい成績を上げることができましたし、県外からいらしていただいた選手、役員、あるいは応援の方々に本県のおもてなしの心、「広げよう 感動。伝えよう 感謝。」というのをお伝えできたのかなというふうに思っております。これにつきましても、感謝申し上げます。

この審議会でございますが、ご案内のとおり医療法の規定に基づきまして地域医療に係る重要な事項を審議するために設置しているものでありまして、委員の皆様には医療を提供する側、あるいは医療を受ける側、そして関係する機関の方々に委員をお願いしているものでございます。

昨年度は、地域医療構想の策定ということで皆様方に大変お力添えをいただきました。おかげさまでことしの3月に、全国でも早い時期に、地域医療構想を策定することができました。

今後につきましては、平成30年度に診療報酬と介護報酬の同時改定がございますし、また国保の大改正も30年度からということで、厚生労働省の方は惑星直列というような言い方をされている方もいらっしゃるかもしれませんが、そのような大きな節目の年になります。我々といたしましては、それに向けて29年度、これから29年度のうちに保健医療計画、それから介護の支援計画を策定する必要があり、特に医療計画については皆様方、この審議会でご審議いただくということになりますので、どうぞご協力よろしくお願ひしたいと思います。

本日は、議事として地域医療支援病院の名称使用についての承認が1件ございます。それから、報告事項は今申し上げました医療計画などの見直しに係る今後のスケジュール等についてご説明申し上げますので、皆様方から忌憚のないご意見をいただいて、それを今後の施策に反映させていく考えでありますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○千田医療政策室医療政策担当課長

本日は、委員改選後初めての審議会でございますので、ご出席していただいております委員及び専門委員の皆様を五十音順でご紹介申し上げます。

初めに、阿部行成委員。

石川育成委員。

遠藤育子委員。

及川吏智子委員。

小原紀彰委員。

梶田佐知子委員。

坂田清美委員。

佐藤保委員。

菅原和彦委員。

大黒英貴委員。

滝田研司委員。

畑澤博巳委員。

藤原敬委員。

本間博委員。

松本光一委員。

村山美保子委員。

森美枝子委員。

吉田仁美委員。

和田利彦委員。

磯崎一太専門委員。

伴亨専門委員。

なお、岩手医科大学理事長の小川彰委員、岩手県市長会の戸羽太委員、岩手県町村会の民部田幾夫委員、弁護士の安達孝一専門委員、県立中部病院の遠藤秀彦専門委員、公認会計士の昆司専門委員は本日欠席されておりますが、ご紹介いたします。

### 3 議 事

- (1) 岩手県医療審議会会長及び会長職務代理者の互選について
- (2) 岩手県医療審議会医療計画部会委員及び医療法人部会委員の指名について
- (3) 地域医療支援病院の名称使用の承認について（岩手県赤十字病院及び岩手県立宮古病院）

#### ○千田医療政策室医療政策担当課長

次に、議事に入ります。

審議会の議長は会長が務めることとされておりますが、会長が決まるまでの間、便宜、事務局で進行させていただくこととしてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

#### ○千田医療政策室医療政策担当課長

それではまず、医療法施行令第5条の18の規定により、会長及び会長職務代理者を互選いただくこととなります。

会長及び会長職務代理者の互選についてであります。皆様から選任方法について特

に意見がないようであれば、事務局案をお示しする形とさせていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○千田医療政策室医療政策担当課長

それでは、事務局案をお示しさせていただきます。会長には石川委員、会長職務代理者には佐藤委員を提案したいと存じますが、いかがでしょうか。

「異議なし」の声

○千田医療政策室医療政策担当課長

ご異議がないようですので、会長は石川委員に、会長職務代理者は佐藤委員にそれぞれお願いいたします。

石川会長は、会長席のほうにお願いいたします。

それでは、石川会長のほうから挨拶をお願いいたします。

○石川育成会長

一言ご挨拶を申し上げます。

岩手県医師会の石川と申します。今回の任期は、平成30年9月までとのことですので、会長職務代理者に指名されました佐藤委員ともども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、委員の改選後初の会議でございますので、役員や部会員など、その体制を固めることが主な目的となっております。

また、岩手県立宮古病院及び盛岡赤十字病院における地域医療支援病院の名称使用についてもご審議いただく予定でございます。

その他、医療計画の見直しに関する検討状況については、事務局から報告をしていただくことになっております。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行にご協力をいただきますようお願いを申し上げます。ご挨拶といたします。ありがとうございます。

○千田医療政策室医療政策担当課長

ありがとうございました。

それでは、石川会長、以後の議事の進行につきましてよろしく願いいたします。

○石川育成会長

まず、議事の2番目でございます。医療計画部会及び医療法人部会の委員及び専門委員の指名についてであります。医療法施行令第5条の21第2項の規定により会長が指名することになっておりますので、私から指名をさせていただきます。

まず、医療計画部会については、小原委員、梶田委員、坂田委員、佐藤委員、菅原委員、畑澤委員、藤原委員、松本委員、和田委員、磯崎専門委員、遠藤専門委員、伴専門委員をお願いいたします。

また、医療法人部会については、及川委員、大黒委員、滝田委員、本間委員、安達専門委員、昆専門委員をお願いをいたします。

なお、各部会の部会長と職務代理者につきましては、別途部会を開催する際にそれぞれ決定していただきたいと思います。

事務局から部会委員の名簿を配付していただけますか。

配付は終わりましたか。

○千田医療政策室医療政策担当課長

はい、終わりました。

○石川育成会長

それでは、次の議題に移りたいと存じます。地域医療支援病院の名称使用の承認についてということでございますが、これについて知事からの諮問書の提出がございます。

○佐々木保健福祉部長

岩手県医療審議会会長、石川育成様。岩手県知事、達増拓也。

地域医療支援病院の名称使用の承認について、諮問。このことについて、医療法第4条第1項の規定により、下記の病院から地域医療支援病院の名称使用承認の申請がありましたので、同条第2項の規定により、貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

記。1、盛岡赤十字病院。2、岩手県立宮古病院。

お願いいたします。

○石川育成会長

どうもありがとうございます。ただいま部長さんのほうから達増知事からの諮問書が手元に届いたところでございます。

それでは、この問題から議論をしたいと思います。3番目の議事になります。地域医療支援病院の名称使用の承認についてであります。これについて知事からの諮問書の提出が今皆様のお手元に配付されたところでございます。部長からその内容も読み上げていただきました。ただいま部長のほうから諮問書をいただきましたので、今事務局から委員全員に諮問書の配付をさせていただいたところでございます。

それでは、ただいまの知事から諮問があった件について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○鈴木医療政策室医務課長

医療政策室医務課長の鈴木でございます。どうぞよろしく願いいたします。私のほうから説明をさせていただきます。恐縮でございますが、座って説明をさせていただきます。

それでは、お手元の資料1という資料をご覧いただきたいと思います。右上のほうに資料1とある資料でございます。最初に35ページをお開きいただきたいと思います。ただいま委員のお手元に諮問書の写しを配付させていただきましたけれども、その根拠となっております条文のご紹介でございます。35ページの医療法第4条第1項のところの下線が引いてございます。「その所在地の都道府県知事の承認を得て地域医療支援病院と称することができる。」となっております。その下の第2項のところですが、  
「都道府県知事は、前項の承認をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。」ということになってございます。この条文を根拠といたしまして、本日審議会の委員の皆様にご審議をいただくというものでございます。

それでは、1ページのほうにお戻りをいただきたいと思います。まず、地域医療支援病院の概要につきまして簡単に説明をさせていただきたいと思います。資料の一番上、1の地域医療支援病院制度の趣旨でございます。医療が患者の身近な地域で提供されることが望ましいということで、かかりつけ医、かかりつけ歯科医を第一線の医療機関としてまず位置づけて、そのかかりつけ医でいろいろな治療を第一線でやっていただく。その他の医療機関については、適切な役割分担と連携を図っていくということで、かかりつけ医やかかりつけ歯科医を支援していく病院といたしまして、地域医療支援病院の制度が設けられたものでございます。

具体的な役割といたしましては、2のところですが、紹介患者に対する医療の

提供、それからかかりつけ医への患者の逆紹介といった役割も担うことになります。さらには、医療機器の共同利用、救急医療の提供、地域の医療従事者に対する研修を行うといったような役割が求められているものでございます。

具体的な承認要件が定められてございまして、3のところですが、まずは1つ目のポツですが、開設主体といたしましては、原則として国、都道府県、市町村、公的医療機関、あとは医療法人等ということになってございます。さらには、紹介患者中心の医療を提供していることが求められておりまして、お手元の資料①から③のいずれかに該当するような状況であるということが求められているところでございます。また、救急医療を提供する能力を有していること。それから、建物、設備、機器等を地域の医療従事者が利用できるような体制になっているということ。それから、地域の医療従事者に対する研修を行っているということ。また、原則として、200床以上の病床を有して、さらに地域医療支援病院としてふさわしい施設を有しているといったようなことが求められているものでございます。

4の現状のところでございますけれども、この制度は平成10年に制度化されたところでございますけれども、県内では県立中央病院、それから県立中部病院、それから県立磐井病院、県立胆沢病院が地域医療支援病院としての名称使用の承認を受けているところでございます。

続きまして、2ページでございます。2ページにつきましては、ただいまご説明いたしました制度の概要のイメージ図でございますので、後でご覧いただきたいと思っております。

それで、今般盛岡赤十字病院と県立宮古病院のほうから承認の申請をいただいておりますので、個別に2つの病院についての審査状況につきましてご説明をさせていただきます。

まず、3ページ以降が盛岡赤十字病院の審査状況でございます。5ページ以降に詳細な要件に該当するかどうか、事務局のほうで判定した資料をつけてございます。主な基準の状況につきまして3ページ、4ページにまとめてございますので、そちらの審査概要で説明をさせていただきます。

3ページをご覧いただきたいと思っております。まず1つ目の項目、開設者でございますけれども、盛岡赤十字病院につきましては公的医療機関ということで、基準に該当しているところでございます。

続きまして、紹介率ですけれども、紹介率59.4%、逆紹介率80.5%ということで、基

準の③に該当をしているところでございます。

それから、共同利用の体制につきましても、共同利用施設運営規程等、諸規程によって、共同利用する体制が定められているところでございます。

続きまして、救急医療の提供ですが、重症救急患者の受け入れに対応できる医療従事者を159名の体制でとっているということでございますし、専用病床として8床、優先病床として22床を有しているところでございまして、さらに救急患者を円滑に受け入れる体制につきましても、基準の①のほうをクリアしているということで、基準を満たしているところでございます。

それから、下の研修につきましても、それぞれ活動規定等を設けておりますし、施設につきましても記念講堂、図書室、会議室等の施設を有しております、平成27年度の実績といたしまして18回開催をしているということで、基準を満たしているものでございます。

4ページのほうに移らせていただきます。病床数につきましても、一般病床を438床有しているということで、基準の200床以上を満たしているところでございます。

それから、施設につきましても、資料のとおり全て有しているということでございまして、基準のほうを満たしている状況でございます。

それで、総合所見といたしまして、法令、厚生労働省通知で示されている体制等の要件に適合しているものと考えているところでございます。

続きまして、飛んで19ページをお開きいただきたいと思います。こちらは、もう一つ申請がありました県立宮古病院に係る審査概要でございます。開設者につきましては岩手県でございまして、基準を満たしております。

それから、紹介率等につきましても、紹介率58.8%、逆紹介率73.5%ということで、③の基準を満たしているという状況でございます。

共同利用の体制につきましても、諸規程を整備してまして、開放病床を5床有しているという状況で、基準に適合しているものでございます。

それから、救急医療の提供体制につきましても、重症救急患者の受け入れに対応できる医療従事者を33名の体制で有しているということでございます。さらに、専用病床で2床、優先病床で10床を有しているという状況で、救急患者を円滑に受け入れる体制の確保については、①の基準を満たしている状況でございます。

続きまして、研修体制ですが、諸規程を整備しております、施設についても大会議

室、図書室、研究室等を有しており、27年度の実績として31回の研修を開催しており基準をクリアしているところでございます。

20ページのほうをご覧いただきたいと思います。病床数につきましても、一般病床330床、感染症4床、結核病床10床、合計で344床有しております、これも基準に定める200床以上をクリアしているところでございます。

また、施設につきましても、資料のと通りの施設について全て有しているということで、総合所見としましては法令、それから厚生労働省通知で示されている体制等の要件に適合しているものと考えているところでございます。

簡単でございますが、資料につきましては以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○石川育成会長

ただいま鈴木課長さんのほうから地域医療支援病院の概要について説明がございました。各委員の皆様方のご意見はこの後伺うことにいたしますので、まずただいまの説明につきましてご質問がございましたらお願いいたします。ご遠慮なくどうぞ。

はい、どうぞ。

○松本光一委員

基本的なことなのですけれども、適否について中身は何とも言いようがないのですけれども、基本的にこの病院が地域医療支援病院になってのメリット、それから地域の住民にとってのメリット、具体的なものがあつたらば教えていただきたいのですが。

○石川育成会長

よろしゅうございますか、事務局のほうで、今のご質問に。わかりやすくどうぞお願いいたします。

○鈴木医療政策室医務課長

まず、医療機関としてのメリットでございますけれども、診療報酬の施設基準の加算があり、承認されればですが。診療報酬の点数がそれだけ高くなるということで、それだけの収入の増加、医業収益の増加が見込まれるというところがメリットとしてはあるのだらうなと思われま。

それから、地域としてはということですが、住民にとりましても先ほど申しました医療機関の役割分担ということで、身近なかかりつけ医のところでは診られる病気については対応していただいて、かかりつけ医等で対応できないような病気の場合には地

域支援病院に紹介をして、地域支援病院のほうで対応すると。地域支援病院である程度の治療を行って、そのあと、かかりつけ医のほうで大丈夫なような状況になれば、また逆紹介という形でかかりつけ医のほうに患者さんを戻して、また地域の身近なところで医療を提供するという一方で、住民にとっても役割分担による医療提供体制ができるということで、メリットがあると考えているところでございます。

○石川育成会長

よろしゅうございますか。

○松本光一委員

あともう一つよろしいですか。

○石川育成会長

どうぞ。

○松本光一委員

既に現状では県立中央病院ほか4つの病院がある。今回2つの病院で、6つの病院になるということなのですが、これ他県と比較しますといかがなのでしょう。多いのでしょうか、少ないのかと。これで便利になるというお話聞いたので、多いほうがいいのかと思いましたが、いかがでしょうか。

○鈴木医療政策室医務課長

他県の状況等今手元にはございませんでしたが、二次医療圏単位である程度見ていきますと、今回の病院を入れると6つになるということで、9つの医療圏のうちの5つがこれでそういった体制がとられてくるということでございますので、県としてはほかの圏域についてもできればこういったような病院ができてくれば、いいなと考えてございます。

一番ネックになっているところを病院に聞きますと、紹介率、逆紹介率の要件をクリアできないということで申請できないところが多いと聞いてございます。昨年度末に地域医療構想をこの審議会でご審議いただいて策定をしたところでございまして、今年度以降、各医療圏単位で協議の場というものを今後行っていくこととなりますので、その協議の中であわせてこういった地域の中での役割分担もだんだん話が進んでいくだろうなと考えてございますので、その中で地域の医療機関の役割分担の協議が進んでいって、そういった紹介、逆紹介の率も高まっていくというところを期待しているところでございます。

○松本光一委員

その役割分担のほうはよくわかりましたのですが、他県がどういう状況であるかということは後で教えていただければと思います。

○鈴木医療政策室医務課長

後でお知らせさせていただきたいと思います。

○石川育成会長

今適切な質問だと思うのです。それで、今事務局のほうからの説明で、まずまずフォローはされていると思いますが、病院であれば誰でもいいというものではないという、そこは厳しくしておると、そう信じております。

それで、名称の承認を得れば、得があるのかなのかということも当然疑問として出てまいります。あくまでも患者のためが第一という考え方からすれば、これをここに2つの病院の名前を出してきたところまでは相当苦勞なさっていると思います。そういう意味から、医療の面においても、その他の面においても、実力があるのかと、一般市民から県民から見て安心できるのかというようなどころまでずっと調べていると思いますので、私らこうやって見て、県立宮古病院と赤十字病院、病院も大きいですね。そういうところから見てもまず、我々は逆に宮古の県立病院、あるいは赤十字病院と、こういう病院を盛岡の人間でなくても沿岸の人間であっても、そこはさまざまな形のものがあるわけですが、安心して医療を任せられると、そこが一番大事なところだと思いますから、それはよろしいのではないかなというふうに、会長の立場でもそのように思います。

そのほかご質問ございませんか。はい、どうぞ。

○小原紀彰委員

各医療圏にこういう地域医療支援病院ができるというのは大変素晴らしいことだと思っております。私基本的なことをお伺いしたいのですが、一旦これが承認された後のその後の見直しとか実績の報告とかそういうのはあるものなののでしょうか。

○鈴木医療政策室医務課長

医療法に基づきまして報告が義務づけられておまして、毎年度、承認した病院から報告をいただいて、引き続きその基準を満たしているかどうかについては、医療政策室でチェックをしているところでございます。

○小原紀彰委員

ありがとうございました。

○石川育成会長

その他ございませんでしょうか。どうぞ。

○阿部行成委員

救急医療の提供のところで、救急患者を円滑に受け入れる体制の確保、2以上であることとありますが、赤十字病院が2.57に対して、宮古病院が33.02という大きな格差があると思うのですが、この辺は問題ないのでしょうか。

○鈴木医療政策室医務課長

医療圏によりまして、宮古圏域になりますと宮古病院1つしか中核的な病院がないものですから、どうしても宮古圏域の場合は宮古病院に集中してしまうという状況があります。盛岡の場合は、ほかに中央病院ですとか岩手医大とか、中核的な大きな病院がありますので、そういったような状況の違いがあるものと考えているところでございます。

○阿部行成委員

33.02という数字に関しては、どういうことになるのでしょうか。実際に救急搬送されて間に合う数と理解してよろしいのでしょうか。

○石川育成会長

事務局のほうでどうぞ。

○野原副部長兼医療政策室長

資料の25ページをご覧くださいいただければと存じます。資料25ページに詳しく表が書いてございますけれども、エ)の一)、これに該当しているというものなのですが、これ見ていただければと思いますが、医療圏人口でどれぐらい救急車の患者さんに対応しているかという数字でして、宮古圏域の場合ですと人口が少ないことと、あとは救急車がほとんど宮古病院に搬送されます。そうした意味でこの数字が非常に高くなる。盛岡圏域の場合ですと、人口が50万ぐらい、宮古圏域よりかなり多いことと、救急車の搬送先が大学病院でありますとか、中央病院でありますとか、多数ございますので、そうした意味ではこの数値をもってして一概に圏域での数値というのは比較できないのですが、そうした地域事情がございまして、宮古病院のほうで非常にこの数値が高くなっているというものでございます。

なお、両病院に関しましても、医療法における基準については満たしてございます。

○阿部行成委員

2以上であって、上限はないと。

○野原副部長兼医療政策室長

はい、上限はございません。2より高くなっていればなっているほど、その地域の中で救急車を多く受け入れているという数値でございます。

○石川育成会長

よろしゅうございますか。これは、地域医療支援病院というのは、つらさもあれば、なかなか運営には難しい部分もあると思いますが、現時点でこの地域にはこの病院を地域医療支援病院にしてもいいのではないかというご意見もあるのでしょうかし、その辺から考えれば、私はちょっと褒め過ぎかもしれませんが、県庁のほうでもいろいろ苦労しながらやっているのだらうと評価をしておりますので、それに沿って私なりの意見を述べたわけでございますが、そのほかご質問ございませんでしょうか。

どうぞ。

○森美枝子委員

素朴な疑問なのですが、県内広いのですけれども、地域における病院ということで、県北とかそういう、もっと広く今後見直す予定とかそういうのがあるのでしょうか。

○石川育成会長

はい、どうぞ。

○鈴木医療政策室医務課長

各二次医療圏にこういった病院があるのが望ましいと考えてございます。それで、先ほども申し上げましたけれども、紹介、逆紹介のところの基準をなかなかクリアできないところが多いということで、今後そういった圏域内での話し合いをする場が今年度以降ありますので、そういったところで地域の医療機関同士が連携をしていこう、役割分担をしていこうということで紹介、逆紹介の率が高まってくれば、県北とか沿岸のほうの病院でもそういった基準をクリアできるようになって、申請をしていただけるのではないかなということで期待をしているところでございます。

○石川育成会長

よろしゅうございますか。

○森美枝子委員

はい。ありがとうございます。

○石川育成会長

それでは、大体質問は出たような気がいたします。

そこで、申し上げましたように委員の皆様から支援病院の名称使用の承認に関してご意見を伺いたいと思いますが、まず大体今までのところはいいのではないかという雰囲気だと思えますが、ここのもきちっと意見を聞いておきたいと思えますので、どうぞ遠慮なく。先ほどのものは、課長からの説明に対してのご質問でございましたから、今度はそれとはまた離してもいいですから、委員の皆さんの意見をどうぞお出しください。

○阿部行成委員

よろしいでしょうか。

○石川育成会長

はい、どうぞ。

○阿部行成委員

地域支援に指定された場合の診療報酬が増加するというお話があったのですが、患者負担が上がるということになるのでしょうか。国からの補助か何かの分が増加するのでしょうか。

○鈴木医療政策室医務課長

患者さんとしては、それだけメリット受けられるということですので、その対価としてお支払いをいただくということになります。

○阿部行成委員

利用者負担が増えるという。

○鈴木医療政策室医務課長

はい。

○阿部行成委員

これは、かかりつけ医から行った場合でも上がるということになるのでしょうか。紹介状があっても高くなる。

○鈴木医療政策室医務課長

はい。

○石川育成会長

よろしゅうございますか、いいですか、ご質問。

○阿部行成委員

高度医療を受けるという面ではメリットあると思うのですが、全体的にみんなが負担重くなるという何かよくわからないジレンマがあるような気がしますが。

○石川育成会長

何か縛りがあるかどうかというご質問ではないのかな。例えば社会保険でも国保でも、我々はいつでもどこでも誰でも保険証1枚持っていくと診療をしてもらえると、これは世界に冠たるものですから、そのところは特別縛りがあるということではないわけでしょう。

○鈴木医療政策室医務課長

はい。医療機関としましても、研修体制ですとか、緊急の体制ですとか、そういった体制を整えておりますので、当然に費用等もかかるところもございますので、そういったものに見合うだけの診療報酬として設定を国のほうでしているものと考えています。

○石川育成会長

患者さんが安心する度合いというもの、範囲というものを広くつくっておくことが患者さんのためにはなるわけですから、それでいいのですよね。

○鈴木医療政策室医務課長

はい。

○石川育成会長

哲学としてはですよ。

○鈴木医療政策室医務課長

会長のおっしゃるとおりです。

○石川育成会長

よろしゅうございますか。そのほか何かありますか。縛りはないと思いますよ。私ここで答える立場ではないから。

○阿部行成委員

例えば宮古の地域の方はみんな医者にかかる負担が増えるという、それに対して納得できるのかなという素朴な疑問があるのですけれども。

○石川育成会長

もっともっとたくさんあったほうがいいというお考えですか。

○阿部行成委員

今の現状でこういう不便な状態で、病院の数も、選べない状況で、行っている病院が

地域指定になった場合に強制的に負担が増えるというのと、何か選択の自由がないような気がするのですけれども、そういうことではないのでしょうか。全てかかりつけ医に行けばいいのですけれども。

○石川育成会長

大体トータルで考えて仕事を進めておるとお思いますので、今のご質問お答えいいですか。

○鈴木医療政策室医務課長

全てにおいて負担をいただくというものではございませんで、入院をした際に、入院の初日のところで一時的にご負担をいただくというものでございますので、入院の全てに加算されるというものではないところでございます。

○野原副部長兼医療政策室長

少し補足をさせていただきます。

一般論で申し上げますと、地域医療支援病院、本日は審議をいただいておりますけれども、例えば質の高いがん治療を提供する施設としてがん診療連携拠点病院、あとは質の高い出産、分娩を取り扱う施設として周産期母子医療センターなど、あとは災害に対応する災害拠点病院、そういった質の高い医療を提供するために基準を満たした病院というのがそのほかにもございます。そうした質の高い医療を提供するためには、マンパワー、人員の確保でありますとか、さまざまな医療機器の確保、こういったものが必要でございます。そうした部分について診療報酬という形で、若干ですけれども、一部評価されて、それは患者さんにとっても質の高い医療を受けられるというメリットがございますので、その部分は医療の部分にかかるコストだということで若干ですが、お支払いいただいている。これは、全ての、地域医療支援病院に関わらずそういったような質の高い医療を提供する病院に関しましてはそのような仕組み、これは全国的にそのような仕組みの中で運用されているものでございます。

若干補足でございます。

○石川育成会長

これからも地域医療支援病院が必要な地域というのが当然あるわけですから、そういうところにも手を差し伸べて、一般の方々がかかりやすい病院だなというふうに思われるような体制をつくるのがまず主たる目的だと思いますので。

そのほかご質問ございませんでしょうか。それでは、大体ご質問は出たようでございます。

まして、そのほかにないようでございますから、本件についてお諮りしなければなりませんので、審議会として承認することが適当である旨、知事に答申してよろしいかどうかというところでございますが、挙手をお願いしましょうか。今私が申し上げたことで対応はよろしいかどうか、お願いします。挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○石川育成会長

どうもありがとうございました。

それでは、岩手県立宮古病院及び盛岡赤十字病院に係る地域医療支援病院の名称使用を承認する旨、知事に答申することといたしますので、事務局のほうでは所要の手続を行っていただければ。また、答申に当たっては、今出された意見等も付するようお願いをしたいと思います。

○藤原敬委員

会長、すみません。

○石川育成会長

はい、どうぞ。

○藤原敬委員

1つ、議事の3に関連して質問させていただきたいと思います。藤原です。

委員になったばかりで、地域医療支援病院の資料の1ページで、現状、4つの県立病院が承認を受けているわけですけれども、岩手医科大学附属病院というのはこの地域医療支援病院の考え方というのはどのような状況なのかということをお教えいただけませんか。

○石川育成会長

事務局でどうぞ。

○鈴木医療政策室医務課長

岩手医科大学につきましては、特定機能病院というまた別の大学病院としての別の機能を担っていただいておりますので、両方受けている病院というのが全国的にもないようございまして、岩手医大につきましては特定機能病院の機能を担っていただいているものというように考えているところでございます。

○藤原敬委員

ありがとうございました。

○石川育成会長

それでは、先ほど挙手をいただきましたから、そのところまでは済んだことにいたします。

#### 4 報告事項

医療計画の見直し等に関する検討状況について

○石川育成会長

次に、次第4でございますが、医療計画の見直し等に関する検討状況について、事務局から説明してください。

○千田医療政策室医療政策担当課長

それでは、私のほうからご説明申し上げます。

資料は、資料2というA3判の大きいもの、横長のものがございます。お手元にご用意いただきたいと思いますが、すみません、初めに訂正箇所がございます。左側に計画プランの名称がたくさん並んでおりますが、上から5つ目の岩手県障がい者プランというのがございますが、その括弧書き、検討する会議の名称ですけれども、岩手県高齢者福祉・介護保険推進協議会となっておりますが、これは誤りでございまして、岩手県障がい者施策推進協議会が正しい名称でございます。申しわけございませんが、修正をお願いします。それでは、私のほうから説明をいたします。失礼して、座って説明させていただきます。

現在県で策定しております保健医療関係の主な計画を挙げております。各計画とも記載しております括弧書きの会議におきまして議論の上、今後見直しが行われます。医療審議会でご審議いただくのは、一番上にあります岩手県保健医療計画、それから下のほうに行きまして医療費適正化計画、この2つの計画になります。

一番上にあります保健医療計画ですが、来年度見直し作業を行います。その際、医療と介護の連携ということで、同じように来年度改定作業が行われることとなります。介護保険事業支援計画、こちらのほうの改定と整合性をとる形で見直しを行うということになります。

その下のほうにありますがん対策推進計画、それから健康いわて21プラン、障がい者プラン、イー歯トープ8020プラン、これらの計画につきましては、国で定めております医療計画策定指針において、特にこの医療計画と整合を図ることが明示されているものでございます。これらの計画については、現在国のほうで新しい計画の策定指針、これの検討が行われており、これらの新しい指針を踏まえまして、来年度県の計画の見直しを行っていくということになりまして、その内容については医療計画のほうにも反映していくという形になります。

へき地保健医療計画、それから周産期医療体制整備計画、こちらにつきましてはこれまで保健医療計画とは別に策定しておりましたが、来年度といたしますか、次回からは医療計画と一体化するということが国の検討会で明らかになっております。

それから、医療費適正化計画のほうでございますが、こちらは従来から医療計画と一本化して策定してございます。

このように現在社会保障制度改革等がさまざま進められております。来年度はこのようなささまざまな計画の見直しになってくるという状況でございます。

簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○石川育成会長

今事務局から説明を受けましたが、何かご意見ございませんでしょうか。あとは事務局のほうで説明を尽くしていないというところがありましたらどうぞ。

○野原副部長兼医療政策室長

若干補足をさせていただきます。

今課長の千田のほうから、この医療審議会のほうで来年度保健医療計画の改定作業がございまして、その審議をお願いするというお話をいたしました。具体的には、先ほど会長からご指名いただきました委員によります医療計画部会を来年度には複数回開催をさせていただいて、1年間かけまして新たな医療計画を策定させていただくということになると思います。したがって、医療計画部会の委員の皆様方におかれましては、今年度末から来年度いっぱいかけまして多く開催させていただくことになると思いますので、ぜひともご支援、またご意見をいただきながら、いい計画にしていきたいと思いますので、ご支援のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○石川育成会長

どうもありがとうございます。

こうやって聞いていますと、やはり我々医者でも、なるほどなと思うような質問もありましたし、我々も意見として述べるチャンスもこれから出てくるとと思いますが、さまざまな部分で患者第一、その哲学さえ崩さなければ、県民からの信頼も出てくるでしょうし、今の支援病院の名称のことにつきましても、得なのか、損なのかという、そういうところにばかり意見が偏ってしまっても、これもまた医療審議会としての面目もありますから、今後ともよろしく願いいたします。

## 5 その他

### ○石川育成会長

そのほかご質問なければ、その他に入りますが、委員の皆様から発言があればどうぞお願いをいたします。

あとは事務局ないですか。

### ○野原副部長兼医療政策室長

特にございません。

### ○石川育成会長

事務局はもう説明するところがないとおっしゃいますから、今野原室長のほうからそういう言葉でございましたので、なければこれをもちまして本日の議事を終了いたしましたと思いますが、よろしゅうございますか。

「はい」の声

### ○石川育成会長

どうもありがとうございました。

## 6 閉会

### ○千田医療政策室医療政策担当課長

委員の皆様、長時間の審議ありがとうございました。

以上をもちまして、岩手県医療審議会を閉会いたします。